

のうち、当該水道等公共施設等運営事業に係る同項に規定する公共施設等を用いて行われたものをいう。次号において同じ。）の収支の状況

三 前年度における水道事業等に要した費用の額に対する特定水道事業等に要した費用の額の割合

四 水道等公共施設等運営事業の収支の見通し

五 前各号に掲げるもののほか、水道等公共施設等運営事業に関する維持管理の方針その他の水道等公共施設等運営事業に関し内閣府令・総務省令・財務省令で定める事項

(旧資金運用部資金等の繰上償還に係る手続)

第三条 法附則第四条第一項の規定による繰上償還の申出及び水道等公共施設等運営事業に関する

計画の提出は、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣に対して行うものとする。

2 内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、前項の申出及び提出をした地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から提出された水道等公共施設等運営事業に関する計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした場合において、当該繰上償還に係る資金が法附則第四条第一項に規定する旧公営企業金融公庫資金(次項において「旧公営企業金融公庫資金」という。)であるときは、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、地方公共団体金融機構に対し、遅滞なく、当該通知に係る地方公共団体の繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた地方公共団体は、繰上償還の額、繰上償還の期日その他の繰上償還を行うために必要な事項を記載した申請書を、当該繰上償還に係る資金が法附則第四条第一項に規定する旧資金運用部資金である場合にあつては財務大臣に、当該繰上償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資金である場合にあつては地方公共団体金融機構に、それぞれ提出するものとする。

附 則 (平成二十三年一月二八日政令第三五五号)

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。

附 則 (平成二十五年九月四日政令第二五六号)

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年九月五日)から施行する。

附 則 (平成二十六年六月四日政令第二〇二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年一月一一日政令第三七五号)

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十一号)の施行の日(平成二十七年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二十八年一月三〇日政令第三六二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二七日政令第二二五号)

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平成三十年八月一日)から施行する。